

松くい虫防除事業特記仕様書

(松くい虫防除)

地上散布作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。
- 2 松くい虫地上散布作業の実施にあたっては、災害防止及び作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中において必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
- 3 契約後は事業計画書を提出すること。
- 4 万が一、被害があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 5 使用薬剤は「薬剤仕様書」のとおりとし、均一に散布すること。
注) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
- 6 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については、以下について注意をすること。
 - (1) 毒物・劇物に指定された薬剤については、農薬取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守ること。
 - (3) 使用（未使用含む）薬剤については、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
 - (4) 薬剤を取り扱う者、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくし、防護衣及び保護具等を着用し、噴霧液を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔・手足等の露出部をよく洗い、うがいもすること。
 - (6) 作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗い流すこと。
 - (7) 薬剤の運搬にあたっては、途中で紛失しないよう積み卸しの都度数量の確認をすること。
 - (8) 薬剤の運搬は当日使用する量とし、残量が生じた場合は、所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈中に、林内の河川や用水路等に流出しないよう注意すること。
 - (10) 薬剤散布時は、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意し、人、自動車、家畜類等を近づけないよう常時保安要員を配置すること。
また、平成 18 年 5 月 29 日より「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、ポジティブリスト制度が導入されたことから、薬剤散布を実施する場合には、以下の点に十分留意すること。
 - ア) 薬剤散布地域の周辺に農地がある場合、薬品の散布の飛散により農作物の収穫に不利益を与えることのないよう、薬剤散布の方法や時期等について監督職員の指示を受けること。
 - イ) 具体的には、周辺地域への周知を徹底すると同時に、対象松林の周辺農地における作物の栽培状況等の把握などに留意すること。
- ※ ポジティブリスト制度
残留農薬基準値が設定されている農薬は基準値を、残留農薬基準値のない

農薬については一律 0.01ppm とし、基準値を超えた場合には、農薬等が残留する食品の流通を禁止するというもの。

- (11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いをする事。
- (12) 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理について、監督職員等の確認を受け請負者において必ず行う事。

7 薬剤の散布にあたっては、以下について注意すること。

- (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立ち会いを求める事。
- (2) 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知し、特に道路等の交通機関、公園等利用者が集合する場所周辺については、交通規制、入場規制等必要な措置を講じる事。
- (3) 散布用器具は、動力噴霧器等を使用し、マツの樹冠上方まで散布液が届く器具を使用すること。
- (4) 散布は、晴天又は曇天の日を選んで実施すること。ただし、降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合及び強風の場合は散布しないこと。
- (5) マツの樹冠部の枝条に対し撒きムラにならないようにし、薬剤が滴るよう散布すること。
- (6) 高層木の散布で薬剤が樹冠上方まで届かない場合には、ノズルを長い竿等に付けるか、若しくは適宜足場等を使用し、高い枝についても上方から薬剤がムラなくかかるよう散布すること。
- (7) 散布に当たっては、あらかじめ一定本数に対する基準薬液量を把握するなど、目安等を付けてから作業に着手すること。
- (8) 散布は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて危被害対策物や作業者に薬剤がかからないように注意すること。

8 その他

- (1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時や、立木に損傷を与えたときは速やかに監督職員へ届け出て指示を受ける事。
- (2) この仕様書によりがたい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受ける事。

(松くい虫防除)

薬剤仕様書

- 1 作業名 松くい虫防除 (水林・西目・田尻地区)
- 2 購入薬剤の特質、数量等
 - ①農林水産省農薬登録済であること。
 - ②農薬の種類、成分
アセタミプリド液剤 (アセタミプリド2%)
チアクロプリド水和剤 (チアクロプリド3%)
 - ③人畜毒性：普通物
 - ④適用場所：林地
 - ⑤適用木名：松生立木
 - ⑥適用害虫名：マツノマダラカミキリ (成虫)
 - ⑦使用方法：動力噴霧器等による地上散布
 - ⑧希釈倍数：調達する薬剤の種類ごとに以下のとおりとする。
アセタミプリド液剤 (アセタミプリド2%) 80倍
チアクロプリド水和剤 (チアクロプリド3%) 150倍
 - ⑨使用液量：1haあたり1,200ℓ
 - ⑩液剤数量：散布面積及び希釈倍数に基づいた数量であること。
- 3 散布箇所 秋田県由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下1番ノ1外1国有林
57林班ふ6小班外 (別添図面参照)
- 4 散布面積 153.26ha
- 5 散布回数 1回
- 6 散布期日 由利森林管理署長が指定する期日
(ただし、指定日であっても雨天等の場合は、変更有り)
- 7 その他
 - ①特記仕様書のとおり
 - ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、2部とする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員 にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。

また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

（1）真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

（2）事業期間

事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間を除くものとする。

（3）真夏日率

事業期間中の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。

真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（○月○日～○月○日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。